

代議員・役員候補者選挙規程

種 類：規 程

議 決：総 会

制 定：昭和52年(1977年) 5月18日

改 定：平成29年(2017年)5月27日

(総 則)

第1条 日本品質管理学会（以下「本学会」という。）の代議員及び役員の選任に関し、本学会定款第13条、第25条及び第26条の定めに基づいてこれを公正に実施するため、本規程を定める。

(代議員選挙)

第2条 代議員の選出は毎年8月、候補者に対する正会員及び職域会員による投票選挙により行う。

- 2 代議員は最大定数の半数を上限として、毎年選出する。
- 3 代議員定数は理事会が定め、その定数より非改選代議員数を減じた数を当該年の改選代議員数とする。

(代議員選挙権者並びに被選挙権者)

第3条 代議員に選挙される者は定款第13条により本会の正会員でなければならない。

- 2 代議員を選挙する者は定款第13条により本会の正会員又は職域会員でなければならない。

(代議員選挙管理)

第4条 代議員の選挙を管理するため、庶務委員会の下に選挙管理小委員会（以下管理委員会という）を組織する。

- 2 管理委員会は、7名以上11名以内の委員をもって構成する。ただし、理事はその過半数を超えてはならない。
- 3 管理委員会委員長は委員の互選により決定する。
- 4 管理委員会は次に掲げる事項を担当する。
 - (1) 選挙の告示に関すること
 - (2) 候補者の受付に関すること
 - (3) 投票用紙の作成及び交付に関すること
 - (4) 投票の管理、開票及び当選者の決定に関すること
 - (5) そのほか選挙の事務に関すること
 - (6) 選挙結果の報告に関すること

(代議員候補者)

第5条 代議員になろうと欲する者又は代議員を推薦する者は、正会員5名以上の推薦署名を伴い、管理委員会が定める選挙告示期間に立候補又は推薦することができる。

(代議員選挙の名簿・投票用紙の作成、送付)

第6条 管理委員会は、代議員候補者名簿及び投票用紙を作成し、選挙日の1カ月以前に送付する。

(代議員選挙の方法)

第7条 選挙人は管理委員会が示した人数以下の候補者を選び、投票する。

2 投票は無記名とする。

(代議員選挙の投票の無効)

第8条 所定の要件を満たさない場合又は所定の投票用紙を用いない場合は、その投票全部を無効とする。

2 表示が分明でないものは無効とする。

(代議員当選者の決定)

第9条 管理委員会は得票数の多い候補者から順次に、信任が有効投票数の過半数の候補者で、かつ所定の人員まで当選者を決定する。

2 得票数が同じであるときは入会の順位の古い候補者を当選とする。

(代議員選挙結果の報告)

第10条 管理委員会は選挙の結果を庶務委員会に報告する。

2 庶務委員会は選挙の結果を理事会に報告する。

3 管理委員会は選挙の結果を通常総会に報告する。

(代議員就任)

第11条 当選者は管理委員会が選挙の有効を宣言した時点において、代議員に就任するものとする。

(代議員選挙の告示)

第12条 代議員選挙に関する告示は会誌の会告によって行う。

2 代議員選任の告示は代議員選挙終了後の最も近い時期に発行する会誌による。

(代議員選挙の無効と再選挙及び補欠選挙)

第13条 有効投票数が正会員数及び職域会員数の総数の10分の1に満たないときは選挙を無効とする。

2 選挙が無効となった場合はすみやかに再選挙を行う。

3 再選挙及び補欠選挙の手続きはすべて前各号を準用する。

(役員候補者選挙)

第14条 通常総会における役員選出に先立ち、正会員及び職域会員による役員候補者選挙を行う。

2 役員候補者は定款第26条により、本会の正会員でなければならない。

- 3 役員は最大定数の半数を上限として、毎年選出する。
- 4 役員定数は理事会が定め、その定数より非改選役員数を減じた数を当該年の改選役員数とする。

(役員候補者選挙管理)

- 第15条 本規定第4条で定める選挙管理委員会が、役員候補者選挙を管理する。
- 2 管理委員会委員は役員候補者となることはできない。
 - 3 管理委員会委員が役員候補者となる場合は、同委員を辞任しなければならない。
 - 4 管理委員会は次に掲げる事項を担当する。
 - (1) 選挙の告示に関すること
 - (2) 候補者の受付に関すること
 - (3) 投票用紙の作成及び交付に関すること
 - (4) 投票の管理、開票及び当選者の決定に関すること
 - (5) そのほか選挙の事務に関すること
 - (6) 選挙結果の報告に関すること

(役員候補者)

- 第16条 役員を推薦する者は、正会員7名以上の推薦署名を伴い、管理委員会が定める候補者受付期間に推薦することができる。

(役員候補者選挙の名簿・投票用紙の作成、送付)

- 第17条 管理委員会は、役員候補者名簿及び投票用紙を作成し、選挙日の1カ月以前に送付する。

(役員候補者選挙の方法)

- 第18条 選挙人は管理委員会が示した人数以下の候補者を選び、投票する。
- 2 投票は無記名とする。

(役員候補者選挙の投票の無効)

- 第19条 所定の要件を満たさない場合又は所定の投票用紙を用いない場合は、その投票全部を無効とする。
- 2 表示が分明でないものは無効とする。

(役員候補当選者の決定)

- 第20条 管理委員会は得票数の多い候補者から順次に、信任が有効投票数の過半数の候補者で、かつ所定の人員まで当選者を決定する。
- 2 得票数が同じであるときは入会の順位の古い者を当選とする。

(役員候補者選挙結果の報告)

- 第21条 管理委員会はその結果を庶務委員会に報告する。
- 2 庶務委員会は役員候補者選挙結果を理事会に報告する。
 - 3 管理委員会は役員候補者選挙結果を通常総会に報告する。

(役員を選任と就任)

第22条 通常総会における決議によって、役員は選任され、就任する。

(役員候補者選挙および就任の告示)

第23条 役員候補者選挙に関する告示は会誌の会告によって行う。

2 役員就任の告示は通常総会終了後の最も近い時期に発行する会誌による。

(役員候補者選挙の無効と再選挙)

第24条 有効投票数が正会員数及び職域会員数の総数の10分の1に満たないときは選挙を無効とする。

2 選挙が無効となった場合はすみやかに再選挙を行う。

3 再選挙の手続きはすべて前各号を準用する。

(役員任期中の異常処置事項)

第25条 役員の前期中、事故その他の理由により、一部の役員がその任を継続できなくなった場合、理事会は補欠の役員を指名することができる。

2 補欠役員の前期は、その就任時点において残りの任期が最も短い理事と同様とする。

附 則

1 この規程は昭和52年(1977年)5月18日制定。即日施行する。

2 従来の役員等選挙規程昭和46年(1971年)6月17日制定は廃止する。

3 本規程は平成2年(1990年)10月11日一部改定即日施行。

4 本規程は平成11年(1999年)10月23日一部改定承認。平成12年(2000年)6月16日施行。

5 本規程は平成12年(2000年)10月28日一部改定即日施行。

6 本規定は平成23年(2011年)10月29日一部改定即日施行。

7 本規定は平成24年(2012年)10月27日一部改定即日施行。

8 本規定は平成29年(2017年)5月27日一部改定即日施行。